



平成 30 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社 AKIBA ホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 馬場 正身  
(JASDAQ・コード番号 6840)  
問合せ先 取締役管理本部長 五十嵐 英  
(TEL. 03-3541-5068)

### 単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議するとともに、平成 30 年 6 月 26 日開催予定の当社第 36 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に、株式併合に関する議案を提出することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単子を最終的に 100 株に集約することを目指しております。

当社は東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単子である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

##### (2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 変更予定日

平成 30 年 10 月 1 日

##### (4) 変更の条件

本定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

#### 2. 株式併合

##### (1) 併合の目的

上記 1. に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、投資単子の水準や株主様の権利にできる限り影響を及ぼすことがないように、証券取引所が望ましいとする投資単子の水準(5 万円以上 50 万円未満)に近づけることを目的として株式の併合を行うものであります。

##### (2) 併合の内容

① 併合する株式の種類 普通株式

② 併合の方法・比率 平成 30 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日（ただし、当日及び前日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には 9 月 28 日）の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式 10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

|                             |            |
|-----------------------------|------------|
| 株式併合前の発行済株式総数(平成30年3月31日現在) | 9,192,562株 |
| 株式併合により減少する株式数              | 8,273,306株 |
| 株式併合後の発行済株式総数               | 919,256株   |

※「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値となります。

④ 効力発生日における発行可能株式総数

株式併合の割合と同じ割合で発行可能株式総数を減少いたします。

|             |             |
|-------------|-------------|
| 変更前の発行済株式総数 | 27,328,000株 |
| 変更後の発行済株式総数 | 2,732,800株  |

(3) 併合により減少する株主数

平成30年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

| 保有株式数 | 株主数(割合)        | 所有株式数(割合)          |
|-------|----------------|--------------------|
| 10株以上 | 1,419名(98.47%) | 9,192,525株(100.0%) |
| 10株未満 | 22名(1.53%)     | 37株(0.00%)         |
| 合計    | 1,441名(100%)   | 9,192,562株(100%)   |

※上記株主構成を前提として株式併合を行った場合、現在10株未満の株式のみご所有の株主様22名(所有株式数の合計37株)は株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合の条件

本定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

- ① 上記2.に記載の株式併合に関する議案が承認可決されることを条件として、発行済株式総数の減少に伴う発行可能株式総数の適正化を図るために、現行定款第6条が規定する発行可能株式総数を株式併合の割合に合わせて27,328,000株から2,732,800株に変更するものであります。(変更案第6条)
- ② 全国証券取引所が公表した「売買単価の集約に向けた行動計画」への対応として単元株式を1,000株から100株に変更するものであります。(変更案第8条)
- ③ 上記①及び上記②の変更の効力は、株式併合の効力発生日に生ずることとする附則を設け、株式併合の効力発生日経過後は、これを定款から削除するものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

| 現行定款  | 変更案  |
|---|--|
| 第2章 株式<br>(発行可能株式総数)<br>第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>27,328,000</u> 株とする。 | 第2章 株式<br>(発行可能株式総数)<br>第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,732,800</u> 株とする。   |
| (単元株式数)<br>第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。                      | (単元株式数)<br>第8条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。   |
| <u>(新設)</u>   | <u>(附則)</u><br>本定款第6条及び第8条の変更は、平成30年6月26日開催の当社第36回定時株主総会の第1号議案に係る株式併合の効力発生日をもってその効力を生ずるものとする。なお、本附則は、当該株式併合の効力発生日の経過後、これを削除する。 |

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 日程

|                |                           |
|----------------|---------------------------|
| 平成30年6月26日(予定) | 第36回定時株主総会                |
| 平成30年9月25日(予定) | 1,000株単位での売買最終日           |
| 平成30年9月26日(予定) | 100株単位での取引開始              |
| 平成30年10月1日(予定) | 単元株式数の変更、株式併合及び定款変更の効力発生日 |
| 平成30年10月下旬(予定) | 株式割当通知の発送                 |
| 平成30年12月中旬(予定) | 端数株式処分(買取)代金支払            |

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更及び株式の併合の効力発生日は平成30年10月1日を予定しておりますが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単価は、同年9月26日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位(併合後の100株)にて行われることとなります。

以上

(添付資料)

【ご参考】単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか？

単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか？

株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回当社では、10株を1株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか？

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しています。当社も、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を100株に変更するため、単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、中長期的な株価変動等を勘案しつつ投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合を実施することといたしました。

Q 4. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか？

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成30年9月30日の最終の株主名簿に記録されたご所有株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日前後で、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

|    | 効力発生前  |      | 効力発生後 |      |      |
|----|--------|------|-------|------|------|
|    | 所有株式数  | 議決権数 | 所有株式数 | 議決権数 | 端数株式 |
| 例① | 4,000株 | 4個   | 400株  | 4個   | なし   |
| 例② | 1,600株 | 1個   | 160株  | 1個   | なし   |
| 例③ | 1,192株 | 1個   | 119株  | 1個   | 0.2株 |
| 例④ | 794株   | なし   | 79株   | なし   | 0.4株 |
| 例⑤ | 1株     | なし   | 0株    | なし   | 0.1株 |

- ・例①、例②に該当する株主様は、特段のお手続きはございません。
- ・例③では0.2株、例④では0.4株、例⑤では0.1株の端数株式相当分が生じます。この端数株式相当分につきましては、会社法第235条に基づき、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて分配いたします。この端数を処分してお支払いする金額は、平成30年12月ごろにお送りすることを予定しております。
- ・例⑤に該当する株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式になり、当社株式の保有機会を失うこととなります。何卒ご理解賜りたいと存じます。

なお、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

**Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか？**

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株あたりの資産価値は10倍になります。したがって、株式市況の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の10倍となります。

**Q 6. 今後の具体的なスケジュールを教えてください。**

次のとおり予定しております。

|                |                           |
|----------------|---------------------------|
| 平成30年6月26日（予定） | 第36回定時株主総会                |
| 平成30年9月25日（予定） | 1,000株単位での売買最終日           |
| 平成30年9月26日（予定） | 100株単位での取引開始              |
| 平成30年10月1日（予定） | 単元株式数の変更、株式併合及び定款変更の効力発生日 |
| 平成30年10月下旬（予定） | 株式割当通知の発送                 |
| 平成30年12月中旬（予定） | 端数株式処分（買取）代金支払            |

**Q 7. 株主は何か手続きをしなければならないのですか？**

特段のお手続きの必要はございません。

**【お問い合わせ先】**

平成30年6月26日まで

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社  
同連絡先  
〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号  
三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部  
電話：0120-232-711（フリーダイヤル）  
受付時間：平日9時～17時（土・日・祝日等を除く）

平成30年6月27日以降

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社  
同連絡先  
〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号  
三井住友信託銀行株式会社証券代行部  
電話：0120-782-031（フリーダイヤル）  
受付時間：平日9時～17時（土・日・祝日等を除く）

以 上